

○山口県警察組織犯罪対策要綱

平成17年3月29日

山口刑企第128号ほか

目次

第1章 総則

第1節 基本姿勢等（第1条・第2条）

第2節 組織犯罪対策を推進するための基盤整備（第3条—第6条）

第3節 犯罪組織に係る情報の収集、分析等（第7条—第10条）

第4節 戦略的な組織犯罪対策の推進（第11条—第13条）

第2章 暴力団対策の推進

第1節 実態解明（第14条・第15条）

第2節 暴力団に対する取締り（第16条—第18条の2）

第3節 暴力団排除活動（第19条—第23条）

第4節 暴力団被害の防止及び被害者への支援（第24条—第26条）

第3章 薬物対策の推進

第1節 薬物対策の重点（第27条—第29条）

第2節 薬物の密輸・密売事犯の取締りの強化（第30条—第34条）

第3節 薬物乱用防止のための取組の推進（第35条・第35条の2）

第4章 銃器対策の推進

第1節 銃器対策の重点（第36条—第38条）

第2節 銃器摘発の強化（第39条—第43条）

第5章 国際組織犯罪対策の推進（第44条—第47条）

第6章 表彰（第48条）

第1章 総則

第1節 基本姿勢等

（目的）

第1条 この要綱は、組織犯罪が治安に重大な影響を与えるものであることに鑑み、山口県警察が一体的に犯罪組織の実態を的確に把握し、所要の対策を講じ、効果的な打撃を与えることにより、犯罪組織の弱体化及び壊滅を図り、もって県民生活の安全と平穏を確保するため、必要な基本事項を定めることを目的とする。

（組織犯罪対策の基本姿勢）

第2条 組織犯罪対策を推進するに当たっては、全ての警察活動を通じて収集した犯罪組織に関する情報を集約し、及び分析してその実態を解明するとともに、分析結果に基づく犯罪組織の弱体化及び壊滅に向けた統一的な戦略を立案した上で、各部門が一体となって、犯罪組織に対して厳しい対決姿勢を堅持し、首領その他の主要幹部の検挙、徹底した犯罪収益の剥奪、資金源の遮断等の諸対策を実施することを基本姿勢とする。

2 組織犯罪対策を推進するに当たっては、先端技術の活用等も含め、不断に創意工

夫を図り、効果的かつ適切な情報収集活動の推進、捜査手法の高度化、県民各層、関係機関、関係団体等との幅広い連携等に努めることにより、悪質・巧妙化する又は新たに出現する犯罪組織に対して戦略的な対策を実施するものとする。

- 3 組織犯罪は、社会・経済の変化に応じて常に変化していくものであることから、広い視野での情報の収集・分析に努め、治安の脅威となっている犯罪組織及びその活動実態を的確に把握し、適時適切な対策を講ずるものとする。

第2節 組織犯罪対策を推進するための基盤整備

(山口県警察組織犯罪対策推進本部)

第3条 警察本部に、組織犯罪対策を総合的に推進するため、山口県警察組織犯罪対策推進本部（以下「対策本部」という。）を置く。

- 2 対策本部の組織及び要員は、次表に掲げるとおりとする。

組 織	要 員
対策本部長	警察本部長
対策副本部長	警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 長 警備部長
対策本部員	総務課広報官 会計課長 警務課長 生活安全企画課長 少年課長 生活環境課長 生活安全部サイバー犯罪対策 官 地域企画課長 刑事企画課長 捜査第一課長 捜査 第二課長 組織犯罪対策課長 機動捜査隊長 交通指導 課長 公安課長 外事課長

- 3 対策本部の会議は、対策本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。この場合において、対策本部長は、必要があると認めるときは、要員以外の者を会議に出席させることができる。

- 4 対策本部の事務は、刑事部組織犯罪対策課（以下「組織犯罪対策課」という。）において処理する。

第4条 対策本部に、組織犯罪対策に係る具体的な施策を推進させるとともに、犯罪組織に関する情報の集約及び分析を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織及び要員は、次表に掲げるとおりとする。

組 織	要 員
幹 事 長	組織犯罪対策課長
副 幹 事 長	組織犯罪対策課特殊詐欺対策室長 組織犯罪対策課組織 犯罪捜査管理官 生活安全企画課安全・安心対策官 外事 課外事指導官
幹 事	生活安全企画課企画、指導担当補佐 生活安全企画課安全・安心対策担当補佐 生活安全企画課許可等第一担当補佐 生活安全企画課許可等第二担当補佐 少年課企画担当補佐 生活環境課指導第一担当補佐 生活環境課サイバー犯罪捜査担当補佐 地域企画課企画第一担当補佐 刑事企画課企画担当補佐 刑事企画課犯罪捜査支援担当

	補佐 刑事企画課情報・手口分析担当補佐 捜査第一課盗犯担当補佐 組織犯罪対策課企画、分析担当補佐 組織犯罪対策課国際組織犯罪担当補佐 組織犯罪対策課暴力、薬物、銃器捜査担当補佐 組織犯罪対策課特殊詐欺対策担当補佐 機動捜査隊企画、指導担当補佐 交通指導課指導取締り担当補佐 公安課事件担当補佐 外事課事件担当補佐
--	--

3 幹事会の会議は、おおむね四半期に1回以上開催し、幹事長が招集する。この場合において、幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の要員以外の者に対し、会議への参加を求めることができる。

4 幹事会の事務は、組織犯罪対策課において処理する。

(警察署組織犯罪対策推進本部)

第5条 警察署に、警察署の名称を冠した組織犯罪対策推進本部（以下「署対策本部」という。）を置く。

2 署対策本部は、署対策本部長、署対策副本部長及び本部員をもって組織する。

3 署対策本部長は警察署長、署対策副本部長は副署長又は次長、本部員は地域官、刑事官、交通官、警備官及び課長の職にある者並びに署対策本部長が指名する者をもって充てる。

4 署対策本部は、管轄区域内の情勢に応じた組織犯罪対策を推進する。

5 署対策本部の会議は、署対策本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。この場合において、署対策本部長は、必要があると認めるときは、要員以外の者を会議に出席させることができる。

6 署対策本部の事務は、刑事課（刑事第二課及び刑事・生活安全課を含む。）において処理する。

(専門的な技能を有する警察職員の育成)

第6条 暴力団対策、薬物対策、銃器対策、国際組織犯罪対策及び犯罪収益対策のそれぞれの分野において求められる技術に加え、犯罪組織に関する情報の収集、集約及び分析の手法、組織犯罪情報管理システム等の情報技術の活用方法、主要幹部の検挙、犯罪収益の剥奪、資金源の遮断等に有効な捜査手法等について、実践的な教養を実施し、専門的な技能を有する警察職員を育成するものとする。

第3節 犯罪組織に係る情報の収集、分析等

(情報の収集)

第7条 犯罪組織に係る情報の収集に当たっては、全ての部門が緊密に連携し、次の各号に掲げる情報を収集するものとする。

(1) 犯罪組織の実態に関する情報

(2) 組織犯罪の取締りに資する情報

(3) 前2号に掲げるもののほか、組織犯罪対策を効果的に推進するために必要な情報

2 情報の収集に当たっては、関係機関等との情報交換を強化するものとする。

(情報の集約、評価及び分析)

第8条 組織犯罪対策課は、前条の規定により収集した情報を集約するとともに、集約した情報については、他の情報との関連付けを図るなど所要の評価・分析を行い、その結果を関係部署に適切に還元するものとする。

2 情報の集約、評価及び分析に当たっては、関係機関等との情報交換を強化するものとする。

(効果的かつ適切な情報収集活動の推進)

第9条 組織犯罪対策を効果的に推進するためには、主要幹部の検挙、犯罪収益の剥奪、資金源の遮断等、犯罪組織に実質的に打撃を与える対策につながる確度の高い情報を入手することが不可欠であるところ、情報収集活動が適切に行われるよう、組織的に検討を行い、これを推進するものとする。

(先端技術等の活用)

第10条 犯罪組織に関する情報の収集、集約、報告、評価、分析及び還元に当たっては、警察情報管理システム等の情報通信技術を積極的に活用することはもとより、AI(Artificial Intelligence)をはじめとする先端技術の活用も検討するなどして、組織犯罪対策の一層の効率化と質的向上を図るものとする。

2 前項に規定する情報通信技術を活用するに当たっては、中国四国管区警察局山口県情報通信部と緊密な連携を図るものとする。

第4節 戦略的な組織犯罪対策の推進

(統一的な戦略に基づく対策の実施)

第11条 山口県警察においては、警察庁が示した統一的な戦略の下、地域の実情を踏まえた戦略を立案し、集中的かつ計画的に組織犯罪対策を実施するものとする。

2 戦略的な組織犯罪対策を効果的に実施するため、警察署間のもとより、他の都道府県警察と緊密な連携を図るとともに、合同・共同捜査等の捜査共助を積極的に推進するものとする。

3 組織犯罪対策部門及び関係部門は、犯罪組織に関する情報、効果的かつ効率的な捜査手法の共有等を図り、組織犯罪の取締りその他の諸対策を連携して推進するものとする。

4 戦略的な組織犯罪対策の実施に当たっては、情報提供、指導、広報啓発活動等による関係団体等からの協力の確保に努めるとともに、事件検挙のみならず、他の各種行政施策の推進に当たっても、関係機関の権限の発動を促すなど、緊密な連携に努めるものとする。

(県民の理解と協力の確保)

第12条 県民と警察との間の多様なネットワークを効果的に活用するなど、あらゆる機会を通じて、組織犯罪の実態、組織犯罪に対する警察の取組姿勢等に関する積極的かつ効果的な広報を実施することにより、組織犯罪を拒絶する気運の高揚を図り、組織犯罪対策への県民の理解と協力を確保するものとする。

(組織犯罪対策に有効な捜査手法等の積極的活用)

第13条 犯罪組織の主要幹部の検挙、犯罪収益の剥奪、資金源の遮断等犯罪組織の中枢に打撃を与える取締りを推進するため、各種法令の多角的活用を図り、装備資機材の整備及び効果的な運用を推進するとともに、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) コントロールド・デリバリー、譲受け捜査、通信傍受等の組織犯罪の取締りに有効な捜査手法を積極的に活用すること。この場合において、関係部門との連携を図ることにより、当該部門に蓄積された技術及び情報を積極的に活用すること。
- (2) 犯罪組織から犯罪収益を剥奪し、その資金源を遮断するため、山口県警察犯罪収益対策推進要綱(平成19年7月17日付け山口刑組第461号ほか。以下「犯罪収益対策要綱」という。)を踏まえ、効果的な犯罪収益対策を推進すること。
- (3) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第13条第1項の規定により国家公安委員会から提供された情報について、犯罪収益対策要綱第3条に規定する犯罪収益解明班において、分析、関係部署への提供等を推進するとともに、関係部署による主体的な活用を図ることにより、組織犯罪の取締り等に積極的に活用すること。
- (4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)第9条、第10条若しくは第11条又は国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。)第6条若しくは第7条に規定する不法収益等、犯罪収益等又は薬物犯罪収益等に係る犯罪の検挙に努めること。
- (5) 各種犯罪の捜査において、組織的犯罪処罰法第13条若しくは第16条又は麻薬特例法第11条若しくは第13条の規定による犯罪収益等又は薬物犯罪収益等の没収又は追徴が適切に行われるよう証拠の収集に努めるとともに、組織的犯罪処罰法第23条第1項又は麻薬特例法第19条第3項の規定による没収保全命令の請求を積極的に行うこと。
- (6) 組織的犯罪処罰法第22条第1項又は麻薬特例法第19条第1項の規定による没収保全命令及び組織的犯罪処罰法第42条第1項又は麻薬特例法第20条第1項の規定による追徴保全命令について、検察官による請求が円滑に行われるよう、必要な疎明資料の収集及び提供に努めること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第31条の2の規定等に基づく指定暴力団の代表者等に対する損害賠償責任の追及を見据え、捜査段階から必要な証拠の収集に努めること。
- (8) 組織的犯罪処罰法第3条若しくは第7条、麻薬特例法第5条又は銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第31条第2項若しくは第3項、第31条の3第3項若しくは第4項若しくは第37条の規定に基づき、組織犯罪に対して適正な刑罰が科されるよう、所要の捜査に努めること。

(9) 組織犯罪の捜査においては、当該犯罪の組織的な背景の解明に資する証拠を収集するため、必要な場所を徹底的かつ広範囲に搜索し、多数の関連証拠品を差し押さえるとともに、これらの証拠品を徹底して分析すること。

第2章 暴力団対策の推進

第1節 実態解明

(実態解明の推進)

第14条 暴力団対策を効果的に推進するため、次の各号に掲げるもの(以下「暴力団等」という。)の活動実態、組織の運営方法及び資金獲得活動の実態をはじめ、他の暴力団、国際犯罪組織(外国に本拠を置く犯罪組織、来日外国人犯罪グループその他犯罪を目的とした多数人の集合体で国際的に活動するもの及びこれに関連するものの集合体をいう。以下同じ。)等との人的又は資金的つながり、対立・友誼関係等の組織実態の全般を解明するものとする。

- (1) 暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団の構成員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団準構成員(暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下「準構成員」という。)
- (4) 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。以下同じ。)
- (5) 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ。)
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ。)
- (7) 特殊知能暴力集団等(前各号に掲げるもの以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なネットワークを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。以下同じ。)

(指定資料の確実な整備)

第15条 暴力団対策法に基づく暴力団の指定が適切に行われるよう、指定に必要な資料を確実に整備するものとする。

第2節 暴力団に対する取締り

(資金獲得活動に打撃を与える取締り)

第 16 条 暴力団の主要な資金源の把握に努めるとともに、これを封圧し、収益の剥奪等を図るという観点から、暴力団の主要な資金獲得活動を解明し、これを担う構成員、構成団体及び暴力団関係企業について、幅広い犯罪態様を視野に入れて資金獲得活動に伴う各種違法行為の取締りの徹底を図るものとする。特に特殊詐欺については、暴力団の有力な資金源となっている実態が認められることから、これを念頭に平素から実態把握を進め、戦略的な取締りを行うものとする。

2 暴力的要求行為等の暴力団対策法に違反する行為の積極的な把握に努め、各種命令を迅速かつ的確に発出するものとする。特に、資金獲得を阻止する効果が高い再発防止命令を積極的に活用するなど、命令の効果的運用を図るとともに、当該命令の遵守状況を把握し、違反行為の徹底検挙に努めるものとする。

3 暴力団の資金獲得活動に効果的に打撃を与えるため、暴力団関係企業等（暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等をいう。以下同じ。）については、事件検挙及び各種業・取引からの排除を徹底するほか、暴力団対策法第 31 条の 2 の規定により、威力利用資金獲得行為に係る不法行為について、指定暴力団の代表者等に対する損害賠償責任の追及を支援するなどして、暴力団の資金の剥奪に努めるものとする。

（人的資源に打撃を与える取締り）

第 17 条 暴力団に対する内偵体制を確立するなどして、組織の首領その他の主要幹部に係る犯罪を徹底して掘り起こして検挙するとともに、組織犯罪に対する加重処罰規定を積極的に適用するなどして、その長期隔離に努めるものとする。

2 暴力団の弱体化及び壊滅を図るため、暴力団員及び準構成員の大量反復検挙を図るとともに、暴力団を利用する者についても取締りを徹底するものとする。

（対立抗争事件に対する取締り）

第 17 条の 2 対立抗争要因の早期把握に努め、先制的検挙等によりその未然防止を図るものとする。

2 対立抗争事件の発生時においては、事案の解明及び拡大防止のため、速やかに被疑者を検挙するとともに、関係都道府県警察への迅速な手配及び通報、集団警備力による効果的な警戒活動の実施、暴力団対策法第 15 条の規定による事務所の使用制限命令の発出、暴力団対策法第 15 条の 2 の規定による特定抗争指定暴力団等の指定、抗争団体の暴力団員の大量集中検挙等による地域住民の安全の確保に努めるものとする。

3 暴力団対策法第 30 条の 5 の規定による賞揚等禁止命令の効果的運用を図るとともに、地域住民による事務所撤去運動、暴力団対策法第 31 条の規定による指定暴力団の代表者等への損害賠償責任の追及等を積極的に支援するものとする。

（県民に危害を与える犯罪の取締り）

第 17 条の 3 暴力団による県民に危害を与える犯罪については、徹底した捜査により被疑者の早期検挙を図り、その全容を解明し、再発を防止するものとする。

（暴力団関係企業等に対する取締り）

第 18 条 県民生活の安全に対し脅威を与え、又は暴力団との関係を背景に違法又は不当な行為を行う暴力団関係企業等に対しては、暴力団と同様に、資金獲得活動及び人的資源に対して打撃を与える取締りの徹底を図るものとする。

(共生者等対策)

第 18 条の 2 暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し、自らの利益の拡大を図る者（以下「共生者」という。）に対しては、暴力団との共生関係を解明し、その事件検挙を積極的に推進するほか、山口県暴力団排除条例（平成 22 年山口県条例第 37 号）、公共事業及び企業活動からの暴力団排除の枠組み等（以下「条例等」という。）を効果的に活用するなどして、共生関係の瓦解を図るものとする。

2 暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者に対しては、暴力団員に対する取締り、暴力団排除活動等を通じてその実態を的確に把握し、条例等を効果的に活用するなどして、暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者を通じた暴力団の社会経済への不当な介入及び影響の抑止を図るものとする。

(準暴力団対策)

第 18 条の 3 暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、これに属する者が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行っている集団（以下「準暴力団」という。）が、特殊詐欺、組織窃盗等の違法な資金獲得活動を活発化させており、これらの準暴力団には、暴力団との関係を持つ実態も認められ、違法な資金獲得活動によって蓄えた潤沢な資金の一部を暴力団に上納する一方、自らは風俗営業等の事業資金及び他の違法な資金獲得活動の原資に充てるなどして勢力の維持・拡大を図っている状況がみられるところ、準暴力団及びこれに準ずる集団についても、部門・所属の垣根を越えた実態解明を徹底するとともに、あらゆる法令を駆使した取締りの強化を図るものとする。

第 3 節 暴力団排除活動

(暴力団排除活動の配意事項)

第 19 条 暴力団排除活動は、一般的な世論の喚起にとどまることなく、暴力団等の組織又は活動に打撃を与えるよう、取締りと有機的に連動させつつ、特定の職域及び地域を対象として個別かつ具体的に行うものとする。

2 共生者その他の暴力団と密接な関係にある者に対しては、事件検挙はもとより、条例等を効果的に活用するなどして、社会に暴力団と関係を持つことが不利益につながるとの認識を浸透させ、社会全体で暴力団を排除する気運を高めるものとする。

3 暴力団排除活動を推進するとともに、県民を暴力団員等（暴力団員、準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等をいう。以下同じ。）による違法又は不当な行為から守るため、警察の保有する暴力団に関する情報の積極的かつ適切な部外への提供を行うものとする。

(関係機関と連携した資金獲得活動の封圧)

第 20 条 あらゆる警察活動を通じて収集した資料に基づいて、営業許可、公共事業の発注等に関係する行政機関の権限の発動を促し、暴力団関係企業を許可等に係る営業、公共事業等から排除するものとする。

2 関係機関と連携して、公的給付及び公益事業に係る暴力団員等による違法又は不当な行為を防止するとともに、公共施設、公営競技、露店営業等から暴力団等を排除するものとする。

(職域及び地域における暴力団排除活動に対する支援)

第 21 条 暴力団員等による不当要求を受けやすい風俗営業、性風俗関連特殊営業、建設業等の営業所に対する暴排ローラー（営業所を網羅的に訪問して行う実態把握活動をいう。）を実施することにより、暴力団員等による潜在する不当要求事案を掘り起こし、その拒絶を促すなど、職域及び地域における暴力団排除活動に対する適切な支援を行うものとする。

2 関係機関等と連携し、地域住民による暴力団排除活動の指導及び支援を行うことなどにより、暴力団事務所の撤去及び進出阻止並びに義理掛け行事の阻止を図るものとする。

(行政機関等及び企業に対する違法又は不当な行為の排除)

第 22 条 暴力団員等が、不正な利益を得る目的で、地方公共団体等の行政機関等又は企業（その職員を含む。）を対象として行う違法又は不当な行為を排除するため、山口県暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）及び弁護士会と連携し、行政機関等、企業、業界団体、企業防衛組織等との連絡体制の確立、不当要求排除専門官の効果的な運用、職員に対する責任者講習の実施及び適時適切な支援措置等の対策を講ずるものとする。

2 契約約款等への暴力団排除条項の導入を推進するなど、暴力団等との関係遮断に取り組む企業等に対しては、各種業界団体との連携を図り、適切な支援を行うものとする。

(暴力団への人的供給の遮断等)

第 23 条 少年に対する加入強要、暴力団員の脱退妨害等に対する暴力団対策法の規定による命令の発出等の措置を講ずるとともに、暴力団からの離脱者に対しては、関係機関等と連携し、社会経済活動への参加を確保するための支援を行うものとする。

第 4 節 暴力団被害の防止及び被害者への支援

(県民の立場に立った暴力相談の実施及び相談への適切な対応)

第 24 条 暴力団員等による違法又は不当な行為の被害者等が相談しやすい環境を確保するとともに、相談の内容に応じ、事件検挙、暴力団対策法による命令の発出又は暴力的要求行為等の相手方に対する援助の措置を講ずるように努めるものとする。

2 警察としての対応が困難であると思われる事案についての暴力相談であっても、被害者等の意向の正確な把握に努めた上で、被害者等に対して暴力団員等への対応

要領の教示を行うほか、民事上の措置がとられるよう暴迫センター及び弁護士会に引き継ぐなどして、被害の未然防止と被害者等の保護及び救済を図るものとする。
(民事訴訟支援)

第 25 条 暴力団犯罪の被害者等の被害回復を図るため、暴迫センター及び弁護士会と連携し、暴力団員等を相手方とする損害賠償請求訴訟、事務所撤去訴訟及び街宣禁止の仮処分を求める訴訟等に対する支援に努めるものとする。

2 対立抗争等又は威力利用資金獲得行為に係る不法行為に対しては、暴力団対策法第 31 条又は第 31 条の 2 の規定による指定暴力団の代表者等に対する損害賠償責任の追及を積極的に支援するものとする。

(保護対策等)

第 26 条 暴力団犯罪等の被害者、暴力団の排除を推進する地域住民、事業者等に対する危害行為を防圧するため、暴力団等の動向を十分に把握し、的確な保護対策を実施するとともに、暴力団対策法第 30 条の 3 又は第 30 条の 4 の規定による損害賠償請求等の妨害行為の中止の命令等の効果的運用を図るものとする。

第 3 章 薬物対策の推進

第 1 節 薬物対策の重点

(供給の遮断)

第 27 条 薬物の密輸・密売等を行う薬物犯罪組織に係る情報の収集に努め、関係機関との連携の下、密輸・密売事犯の徹底検挙を図るとともに、薬物犯罪組織の人・物・金に着目した捜査を進めることにより薬物犯罪組織を壊滅し、薬物の供給、薬物犯罪収益の流れ及び資金源を遮断するものとする。

(需要の根絶)

第 28 条 薬物の需要が薬物犯罪組織の維持及び拡大を支え、また、薬物乱用が社会的に悪影響をもたらすことから、県民一人一人が薬物の有害性、危険性に関する正しい知識及び薬物犯罪の重大性に関する正しい認識を有し、かつ、薬物乱用を許さないという確固たる意志を持つことができるよう広報啓発に努め、薬物乱用を拒絶する規範意識が確立された社会の形成を推進するとともに、薬物乱用者の検挙に取り組むことにより、薬物の需要を根絶するものとする。

(薬物乱用を拒絶する社会の形成と県民の協力の確保)

第 29 条 削除

第 2 節 薬物の密輸・密売事犯の取締りの強化

(薬物犯罪組織の実態等の解明の徹底)

第 30 条 専従班の設置等により薬物犯罪組織に対する視察内偵等を強化するとともに、第 7 条から第 10 条までに規定する事項の徹底により組織実態及び密輸・密売ルートの解明に努めるものとする。

(各種捜査手法等の積極的な活用)

第 31 条 薬物の大量押収はもとより、薬物犯罪組織の中枢人物の検挙、重罰の獲得及び薬物犯罪収益の剥奪・移転防止に向けた捜査を実施し、薬物犯罪組織に人的及

び資金的な面から打撃を与えるため、第13条に規定する捜査手法等を積極的に活用するものとする。

(乱用者からの突き上げ捜査の徹底)

第32条 組織犯罪対策部門による取締りに加え、地域部門等による街頭活動、生活安全部門等による相談業務等各部門による様々な活動を通じて、薬物犯罪組織を支える薬物の需要を生み出している乱用者の発見、取締りに努めるとともに、乱用者を検挙した際には、突き上げ捜査を徹底するものとする。

(サイバー空間からの薬物密売事犯の根絶)

第32条の2 インターネット上の薬物関連違法情報等の収集及びインターネットを利用した薬物密売事犯(その助長行為等を含む。)の取締りを強化するとともに、関係機関及び民間団体と連携してサイト管理者等対策を推進し、サイバー空間から薬物密売事犯を根絶するものとする。

(体制の整備)

第33条 薬物犯罪組織の手口の巧妙化、乱用薬物の多様化等に的確に対応し、薬物の密輸・密売をはじめとする薬物事犯の取締りを徹底するため、捜査指導體制及び専従取締り体制の強化を図るとともに、薬物事犯捜査共助官(組織犯罪対策課において薬物事犯に係る手配及び共助に関する事務を取り扱う者をいう。)のもと、薬物事犯に関する広域捜査共助を迅速かつ的確に実施するものとする。

(関係機関及び関係団体等との協力関係の強化)

第34条 薬物の密輸入等に関する情報の収集及び取締りを推進するため、税関、出入国在留管理庁、海上保安庁等の関係機関及び漁業関係者、海運業者、港湾関係者等の関係団体等との協力関係を強化するものとする。

2 青少年等に対する薬物乱用防止に関する教育の推進を図るため、山口県教育委員会等の関係機関との協力関係を強化するとともに、薬物乱用防止活動等の推進を図るため、山口県健康福祉部薬務課等の関係機関との協力関係を強化するものとする。

第3節 薬物乱用防止のための取組の推進

(広報啓発活動の実施)

第35条 青少年に対する薬物乱用防止教育の充実、各種キャンペーンの積極的な展開等により薬物乱用防止活動を推進するほか、マスメディア、インターネット、広報誌等の様々な媒体及び地域、学校等における各種行事等の機会を活用するなど、対象者の年齢や環境に応じた訴求効果の高い広報啓発活動を積極的に推進するものとする。

2 広報啓発活動に際しては、薬物乱用への勧誘に対する具体的な対応方法及び相談窓口を教示するとともに、そのための薬物乱用防止に関する指導員及び相談員の設置、相談電話の活用等を図るものとする。

(薬物再乱用防止のための情報提供)

第35条の2 警察は、乱用者及びその家族が初めて接する公的機関となる場合が多い状況に鑑みて、乱用者等に対し、関係機関の相談窓口を紹介するなどして薬物再乱用防止に資する情報を提供するものとする。

第4章 銃器対策の推進

第1節 銃器対策の重点

(犯罪組織が隠匿等する銃器摘発の強化)

第36条 暴力団等の犯罪組織が組織的に管理し、又は隠匿している銃器の摘発を強化し、犯罪組織から武器を剥奪するとともに、犯罪組織の中核の検挙に向けた突き上げ捜査の徹底を図るものとする。

(供給・流通の遮断)

第37条 銃器の不正取引に関する情報収集及び関係機関等との連携を強化し、水際における銃器密輸事犯並びに銃器密売事犯及び銃器密造事犯の摘発を徹底するとともに、これに関与する犯罪組織及び密輸・密売ルートを解明し、銃器の供給・流通を遮断するものとする。

2 インターネットを利用した銃器密売事犯等の取締りを含め、犯罪組織のみならず、一般社会への違法銃器の拡散をも念頭に置いた取締りを強化するものとする。

(違法銃器及び銃器犯罪を拒絶する社会の形成と県民の協力の確保)

第38条 県民一人一人が銃器の危険性及び反社会性に関する正しい知識を有し、かつ、違法銃器及び銃器犯罪を許さないという確固たる意志を持つことができるよう、広報啓発に努め、違法銃器及び銃器犯罪を許さない社会の形成を推進するとともに、県民からの銃器に関する情報提供等の捜査協力の確保を図るものとする。

第2節 銃器摘発の強化

(犯罪組織による銃器の隠匿等の実態解明及び捜査の徹底等)

第39条 専従班を設置するなど広範な情報収集のための体制を確立し、各種事件の被疑者、関係者等からの情報収集活動により、犯罪組織に対する視察内偵等を強化するとともに、拳銃110番報奨制度を活用するなどあらゆる機会を通じて収集した銃器に関する情報の集約及び分析を行い、第7条から第10条までに規定する事項を徹底することにより、犯罪組織による銃器の管理及び隠匿の実態並びに密輸・密売ルートの解明に努め、組織の中核の検挙に向けた突き上げ捜査の徹底を図るものとする。

(捜索活動の徹底による違法銃器の発見)

第39条の2 地中拳銃検索装置等の装備資機材を有効に活用した緻密な捜索活動を徹底するとともに、波動的な捜索を実施することにより、違法銃器の発見に努めるものとする。

(犯罪組織を壊滅するための捜査手法等の積極的な活用)

第40条 犯罪組織に人的及び資金的な面から打撃を与え、犯罪組織の壊滅を図るため、第13条に規定する捜査手法等を積極的に活用するものとする。

(体制の整備)

第41条 犯罪組織の銃器隠匿の巧妙化及び組織防衛の強化による情報収集の困難化に対して的確に対応し、銃器事犯の取締りを徹底するため、捜査指導体制及び専従取締り体制の強化を図るとともに、銃器事犯捜査共助官（組織犯罪対策課において

銃器事犯に係る手配及び共助に関する事務を取り扱う者をいう。)のもと、銃器事犯に関する広域捜査共助を迅速かつ的確に実施するものとする。

(関係機関及び関係団体等との協力関係の強化)

第 42 条 銃器の密輸入等に関する情報収集及び取締りを推進するため、税関、出入国在留管理庁、海上保安庁等の関係機関及び漁業関係者、海運業者、港湾関係者、通信関係業者等の関係団体等との協力関係を強化するものとする。

(違法銃器及び銃器犯罪の根絶のための広報啓発活動の推進)

第 43 条 民間団体と連携しつつ、キャンペーンを実施するほか、マスメディア、インターネット、広報誌等の様々な媒体、地域、学校等における各種行事等の機会を活用するなどして、違法銃器及び銃器犯罪の根絶のための広報啓発活動を積極的に推進するものとする。

第 5 章 国際組織犯罪対策の推進

(実態解明及び取締りの強化)

第 44 条 国際組織犯罪対策においては、あらゆる警察活動を通じて、国際犯罪組織の活動実態、組織の運営方法及び資金獲得活動の実態をはじめ、他の国際犯罪組織及び暴力団等との人的又は資金的つながり、対立・友誼関係等の組織実態の全般を解明するものとする。

2 国際犯罪組織の実態解明に当たっては、職務質問、視察内偵、取調べ、捜索・差押え、疑わしい取引に関する情報の分析、関係機関等との情報交換その他のあらゆる警察活動を通じて、国際犯罪組織に関する基礎的な情報・資料を恒常的に収集するものとする。

3 山口県警察犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策委員会設置要綱(平成23年3月30日付け山口刑組第322号ほか)第6条に規定する犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策室等は、国際犯罪組織に関する情報の共有及び分析を行い、国際犯罪組織の基盤に打撃を与えるよう、重点を定めてその実態に即した効果的な取締りを推進するものとする。

4 犯罪インフラに係る対策においては、地下銀行、偽装結婚、偽装認知、旅券・在留カード等偽造、不法就労助長等の犯罪インフラ事犯を積極的に検挙するとともに、これらの犯罪に関与するブローカーその他の国際犯罪組織の壊滅に向けた実態解明及び取締りを強化するものとする。

5 国際組織犯罪等の温床となり得る不法滞在者に対しては、出入国在留管理庁との連携により摘発を推進するものとする。

(水際対策の推進)

第 45 条 国外逃亡のおそれがある被疑者について、迅速かつ的確な国際海空港手配等により、その国外逃亡を阻止するとともに、警察庁情報管理システムによる事前旅客情報照合業務、外国人個人識別情報認証業務等を活用して、指名手配被疑者等の発見及び逮捕に努めるものとする。

2 出入国在留管理庁、税関等の関係機関と平素から積極的に情報交換を行うとともに、定期的に会議を開催し、又は合同訓練を実施するなど、関係機関と連携した水際対策を推進するものとする。

(外国捜査機関等との連携の推進)

第 46 条 外国の関係機関等に対する捜査協力の依頼については、警察本部及び警察庁を通じて積極的に行うものとする。

2 外国の関係機関等からの捜査協力の依頼についても、相互主義の観点から、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(関係機関及び関係団体等との連携)

第 47 条 不法滞在者及び不法滞在、不法就労等を組織的に助長する者に対する実効ある対策を推進するため、出入国在留管理庁及び税関はもとより、各種届出の窓口となる市町及び法務局等の行政機関との間で定期的に会議を開催するなど緊密な連携を図り、外国人犯罪の状況等に関する情報を共有するとともに、必要な協力を行うものとする。

2 外国人を雇用し、又は雇用することが予想される企業等に対して、不法就労を防止するための気運の醸成を図るとともに、外国人労働者の適正な管理を促すよう、山口県風俗環境浄化協会等の関係団体等と連携し、不法滞在及び不法就労の防止のための指導啓発活動を効果的に推進するものとする。

3 関係行政機関等との連携の中で悪質な仲介事業者等に係る犯罪の端緒を認知した場合には、積極的な捜査を推進して被疑者の検挙に努めるものとする。

第 6 章 表彰

第 48 条 警察職員の士気高揚を図り、より効果的な組織犯罪対策を推進するため、組織犯罪対策に係る功労について積極的な表彰を行うものとする。

2 前項の表彰を行うに当たっては、事件検挙に関する功労及び各種施策の推進に関する功労のみならず、犯罪組織の実態解明に関する功労、多角的な資金源対策に関する功労、適時適切な合同・共同捜査の実施に関する功労及び事件検挙等の過程における疑わしい取引に関する情報の積極的活用に関する功労についても、考慮するものとする。